

第18回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年12月21日(金) 午後1時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 10 議案第 4 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 11 議案第 5 号 平成 31 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について

日程第 12 議案第 6 号 平成 31 年度浜中町農業委員会予算の提出について

日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第18回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

平成30年も残りわずかとなり、委員皆様におかれましては何かとお忙しい中、本日は第18回総会に委員全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、農政部会の方々におかれましては、午前中からの会議ということで大変御苦労さまでございます。

去る18日には、弟子屈町において市町村農業者年金協議会代議員等研修会が開催されました。参加された委員の方々、事務局の方々、御苦労さまでした。また昨日でございますが、白糠町で根釧女性農業委員の会総会が開催され、輪番制により次年度は浜中町が担当するというので、会長には堀金委員が選出されております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最近の農業情勢でございますが、次年度の乳価交渉における報道が昨年ほど大きく報道されていないのが気になるところでございますが、我々生産者の生活に大きく影響するものでございますので、しっかりと注視していきたいと思っております。

それでは、早速審議に入らせていただきますけれども、本日は31年度の事業計画や予算など農地以外の案件も提出させていただいております。皆様には慎重な審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番堀金委員、12番新井委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、1件の調整報告でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇 〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで賃貸借によるあっせんの申出があったものですが、〇〇月〇〇日に農地部会の方々により現地調査を実施し、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、土地の賃貸価格は合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりました。利用協議については〇〇月〇〇日に開催しておりますが、協議の結果、周辺農家〇件が借り受けることで調整が整っております。権利の設定を受ける者及び土地の詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げますので、よ

ろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされておりあります。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委30-11号の願い出人は、貫人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は貫人〇〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、谷口委員ほか2名の委員により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委30-12号の願い出人は、厚岸町山の手〇丁目〇〇〇番地、〇〇 〇氏、願い出地は姉別南〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更後の所有権移転を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査

につきましては、谷口委員ほか2名の委員により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委30-11号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委30-12号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委30-11号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委30-11号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委30-12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委30-12号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号において、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇 〇氏が、姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇 〇氏に使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転2件と使用貸借による権利の設定1件、合計3件の許可申請でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇 〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇 〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同住所の〇〇 〇氏に使用貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1と2について、6番百々委員お願いします。

百々委員

この度の設定は、それぞれの農地を交換するような形で行いますが、自分の経営地と隣接する部分を取得するため効率的に利用できると思われます。労働力も確保されておりますので、許可することに問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号3について、4番谷口委員お願いします。

谷口委員

本案は、使用貸借期間が満了し再度10年間の設定をするので、今後も引き続き利用されていきますので許可することに問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。
それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。

各 委 員

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

事 務 局 長

日程第10 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、所有権に移転3件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権の移転をする者は、厚岸町ドライブ○○番地、○○ ○氏、対象地は西円朱別西○○線○○番ほか○筆、面積○万○, ○○○㎡でございますが、この土地を西円朱別西○○線○○番地、○○○○氏に所有

権の移転をしようとするものでございます。なお、〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇の構成員であるため、〇〇氏個人として農用地利用集積計画の適用は
受けられないものの、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号のただし
書による規定を適用させ、併せて〇〇氏より〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借
による利用権の設定を行うものでございます。

次に、整理番号2の所有権の移転をする者は、釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇
〇号、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡
でございますが、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に所有権の
移転をしようとするものでございます。

次に、整理番号3の所有権の移転をする者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇
〇氏、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇, 〇〇〇㎡でございますが、
この土地についても、同じく〇〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするもの
でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積
計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでございますが、詳細につき
ましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い
いたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経
営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たし
ておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号平成31年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号平成31年度浜中町農業委員会事業計画の策定について御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画案につきましては、例年12月の総会において、新年度予算案とあわせて審議いただいておりますが、午前中の農政部会におきまして、資料配布の上、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ

提案させていただいておりますことをまず御報告させていただきます。

はじめに全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について、国の動きやT P P交渉をめぐる動き、農地台帳整備・公表の取り組み、農業委員会組織の概要などについて記載しております。

それでは、概要について1ページから順に御説明申し上げます。

まず1ページ目、「はじめに」ということで、最近の社会情勢、農業情勢などについて概要を述べております。特に全道170農業委員会すべてが新体制にしたことを新たに明記いたしました。

次に、2ページ目の「基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全道170農業委員会活動強化推進運動による4項目をあげております。1点目、農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行、2点目、優良農地の確保・有効利用と遊休農地の解消・発生防止活動による農地利用の最適化の推進、3点目、認定農業者・法人等の多様な担い手の確保・育成による農地利用の最適化の推進、4点目、地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の推進としております。

次に、「運動の重点事項」として、8項目掲げております。1項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、「農地パトロールの実施」、「農業後継者など担い手の確保・育成の推進」、「食育の推進」、「情報提供活動の見える化の推進」、「農業者年金の普及啓発と加入促進」、「農地中間管理機構との連携並びに事業推進」、「相続未登記の内への対応」、「高齢農家に対する経営意向の把握」などについて記載してございます。

次に2項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」ということで、担い手への利用集積の推進をはじめとした農地の流動化と後継者対策、新規就農の促進について記載しております。特に後継者対策については、梅原会長が後継者対策推進協議会の会長を兼ねておりますので、農業委員会としても積極的な活動を展開していかなければならないと思っております。なお、昨年まで記載しておりました「認定農業者や集落営農の掘り起こし」については、31年度は削除しております。

次に3項目目の、「農業振興策・提言の実践」として、農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。

次に4項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、ま

た、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、「賃借料情報の提供」、「農業委員会だよりの発行」、「ホームページの更新」、「全国農業新聞の普及拡大」などをあげています。

次に5項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の見える化と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に6項目目の「農業者年金の加入促進」ですが、例年に引き続き、委員皆様の活動、お声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、31年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画したいと考えています。

次に、5ページ目、「執行体制」についてですが、1項目目には、毎月の総会をはじめとする諸会議の開催について、2項目目には、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。また、3項目目として、農地等の利用の最適化を含めた農業振興のための不可欠な業務について、4項目目は意見の公表について、5項目目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりでございますが、次に、6ページ目の下段、「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の御説明をさせていただきます。

まず1項目目、「規制改革推進会議での検討」ということで、6ページから7ページにかけて記載しております。(1)では、「農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進」ということで、施行後5年を目途とした農地中間管理事業の見直しが現在行われ、農地利用集積円滑化事業との一体化が想定されておりますが、担い手への集積のため進めてまいります。(2)では、「農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制」として転用利益の徴収等の対策について、(3)では、「農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進」として、農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いの検討について記載しています。

次に、中段の「TPP交渉等をめぐる動き」についてですが、既にご承知のとおり、米国を除くTPP11により国内手続き完了後、本年12月30日に発効されます。また、米国との2国間の自由貿易協定FTAについての動向も今後注視しなければなりません。

次に、「農地中間管理事業及び農地台帳整備・公表の取り組み」でございますが、平成26年度より発足した農地中間管理事業への対応と、それに関連して義務づけられた農地台帳の整備・公表への対応について、内容を記載してご

ざいます。

次に、9ページ目、「農業委員会組織の役割・機能と活動」についてですが、こちらも昨年度と同様で、改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる「農業委員会組織の使命」と「組織の条件」を記載しています。

以上、平成31年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。なお、事業計画に記載はしておりませんが、平成27年3月に町長へ提出した「建議書」の検証作業も実施したいと考えております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号平成31年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号平成31年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成31年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇〇万〇、〇〇〇円減の〇〇〇万〇、〇〇〇円、歳出で前年度対比〇〇万〇、〇〇〇円増の〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円でございますが、増減の主な理由といたしましては、歳入では、機構集積事業補助金、農地利用最適化交付金の交付額の減によるもの、また、歳出では先進地視察旅費、公用車タイヤ購入費、農地台帳システム地図番データ更新委託料の新規計上によるものでございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて御説明させていただきます。

まず、歳入13款使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額、15款道

支出金の農業委員会交付金は〇, 〇〇〇円増の〇〇〇万〇, 〇〇〇円、機構集積支援事業補助は〇〇万〇, 〇〇〇円減の〇〇万〇, 〇〇〇円、農地利用最適化交付金は〇〇万〇, 〇〇〇円の減の〇〇〇万円、20款諸収入の雑入は〇万円減の〇〇万円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の農業委員会委員に要する経費の総額は、委員の辞任に伴う報酬の減額、先進地視察研修等に伴う費用弁償の増額などにより、前年度対比〇〇万〇, 〇〇〇円増の〇〇〇万〇, 〇〇〇円でございます。

次に、農業委員会事務局に要する経費でございますが、東京都で開催される研修会への参加を、札幌市で開催される研修会へ参加することによる旅費の減額や、先進地視察研修旅費、公用車タイヤ購入費、地図番データ更新委託料の新規計上などを差し引きし、前年度対比〇〇万〇, 〇〇〇円増の〇〇〇万〇, 〇〇〇円を計上しております。

次に、農業者年金事務に要する経費は、消費税の税率改定により前年度対比〇, 〇〇〇円増の〇〇万〇, 〇〇〇円、6目、農用地集団化事業費の農用地集団化に要する経費についても、消費税税率改定に伴い、前年度対比〇, 〇〇〇円増の〇万〇, 〇〇〇円となっております。

以上、平成31年度浜中町農業委員会予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案につきましては、本日開催の農政部会において、承認をいただき、御提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局 長 次回総会については、1月31日、金曜日、午前11時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月31日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、1月31日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第18回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後3時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 11番 堀金 澄恵

浜中町農業委員会 12番 新井 功仁恵

農地法第3条調査書

調査日：平成30年12月19日

第18回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号1 (売買)

売主	○ ○ ○	買主	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	買主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	買主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年12月19日

第18回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号2 (売買)

売主	○ ○ ○	買主	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	買主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	買主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年12月19日

第18回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号3 (売買)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (使用貸借)

設定を受ける者	○○○○ ○○○○○○ ○○○○○ ○○○○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号3 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		該当なし	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		該当なし	